

中華人民共和国行政処罰法（2021年改正法）

（1996年3月17日第8期全国人民代表大会第4回会議で採択、2009年8月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第10次会議「一部法律の改正に関する決定」に基づく第一次修正、2017年9月1日第12期全国人民代表大会常務委員会第29回会議「『中華人民共和国法官法』等8つの法律の改正に関する決定」に基づく第二次修正、2021年1月22日第13期全国人民代表大会常務委員会第25回会議での修正）

目録

第一章 総則

第二章 行政処罰の種類及び設定

第三章 行政処罰の実施機関

第四章 行政処罰の管轄及び適用

第五章 行政処罰の決定

第一節 一般規定

第二節 簡易手続

第三節 通常手続

第四節 聴聞手続

第六章 行政処罰の執行

第七章 法的責任

第八章 付則

第一章 総則

第一条 行政処罰の設定及び実施を規範化し、行政機関による行政管理が有効に実施されることを保障・監督し、公共利益と社会秩序を維持し、公民、法人又はその他の組織の合法的な権益を保護するため、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 行政処罰とは、行政機関が法に基づき、行政管理秩序に違反した公民、法人又はその他の組織に対し、その権益を減損し、又は義務を増大する方法により処罰を与える行為をいう。

第三条 行政処罰の設定及び実施については、本法を適用する。

第四条 公民、法人又はその他の組織が行政管理秩序に違反した行為に対して、行政処罰を与えなければならない場合、本法に従い法律・法規、規則に基づいて処罰を定め、かつ本法の定める手続に基づいて行政機関が実施をする。

第五条 行政処罰は公正、公開の原則を遵守する。

行政処罰の設定と実施においては、事実に依拠し、違法行為の事実・性質・情状及び社会危害程度に応じた相当なものでなければならない。

違法行為に与える行政処罰の規定は、公布されたものでなければならない。公布されていないものについては、行政処罰の根拠としてはならない。

第六条 行政処罰を実施し、違法行為を是正させることにつき、処罰と教育の結合を堅持し、公民、法人又はその他の組織が自覚的に法律を遵守するよう教育しなければならない。

第七条 公民、法人又はその他の組織は、行政機関の与える行政処罰に対して陳述権、弁解権を有する。行政処罰に不服がある場合、法に基づき行政再審を申請し、又は行政訴訟を提起する権利を有する。

公民、法人又はその他の組織は、行政機関の与える行政処罰によって損害を受けた場合、法に基づき損害賠償を要求する権利を有する。

第八条 公民、法人又はその他の組織は、法律に違反した行為により行政処罰を受け、当該違法行為が他人に損害を与えた場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。

違法行為が犯罪を構成し、法に基づき刑事責任を追究しなければならない場合、行政処罰をもって刑事処罰を代替してはならない。

第二章 行政処罰の種類及び設定

第九条 行政処罰の種類：

- (一) 警告、通達・譴責
- (二) 科料、違法所得の没収、違法財物の没収
- (三) 許可証明書の一時差し押え、資格等級の引き下げ、許可証明書の取り消し
- (四) 生産・経営活動の実施の制限、生産停止・営業停止命令、閉鎖命令、就労の制限
- (五) 行政拘留
- (六) 法律、行政法規の定めるその他の行政処罰

第十条 法律では、各種類の行政処罰を設定することができる。

人の自由を抑制する行政処罰は、法律によってのみ設定されなければならない。

第十一条 行政法規では、人の自由の抑制以外の行政処罰を設定することができる。

法律が違法行為に対してすでに行政処罰の規定を定めており、さらに行政法規によって具体的な規定を定める必要がある場合、法律で定める行政処罰を与える行為、種類及び幅等の範囲内において規定しなければならない。

法律に違法行為に対する行政処罰の定めがない場合、行政法規によって法律を実施するための行政処罰を追加設定することができる。行政処罰の追加設定をしようとする場合には、聴聞会、論証会等の形式を通じて広く意見を聴取し、制定機関に書面で説明しなければならない。行政法規を届け出る際には、行政処罰の追加設定の状況を説明しなければならない。

第十二条 地方法規では、人の自由の抑制、営業許可書の取り消し以外の行政処罰を設定することができる。

法律、行政法規が違法行為に対してすでに行政処罰の規定を定めており、さらに地方法

規によって具体的な規定を定める必要がある場合、法律、行政法規で定める行政処罰を与える行為、種類及び幅等の範囲内において規定しなければならない。

法律、行政法規に違法行為に対する行政処罰の定めがない場合、地方法規によって法律、行政法規を実施するための行政処罰を追加設定することができる。行政処罰の追加設定をしようとする場合には、聴聞会、論証会等の形式を通じて広く意見を聴取し、制定機関に書面で説明しなければならない。地方法規を届け出る際には、行政処罰の追加設定の状況を説明しなければならない。

第十三条 国務院の部門規則では、法律、行政法規で定める行政処罰を与える行為、種類及び幅等の範囲内において具体的な規定を定めることができる。

法律、行政法規がまだ制定されていない場合、国務院の部門規則によって、行政管理秩序に違反する行為に対する警告、通達・譴責、又は一定金額の料料の行政処罰を設定することができる。料料の限定金額は、国務院が規定する。

第十四条 地方政府の規則では、法律・法規で定める行政処罰を与える行為、種類及び幅等の範囲内において具体的な規定を定めることができる。

法律、法規がまだ制定されていない場合、地方政府の規則によって、行政管理秩序に違反する行為に対する警告、通達・譴責、又は一定金額の料料の行政処罰を設定することができる。料料の限定金額は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が規定する。

第十五条 国務院の部門並びに省、自治区、直轄市の人民政府及びその関連部門は、行政処罰の実施状況及び必要性を定期的に評価し、不適切な行政処罰事項及び種類、料料の金額等に対し、修正又は廃止を提案しなければならない。

第十六条 法律、法規、規則を除き、その他の規範性文書によって、行政処罰を設定してはならない。

第三章 行政処罰の実施機関

第十七条 行政処罰は、行政処罰権を有する行政機関より、法定職権の範囲内において実施される。

第十八条 国は、都市の管理、市場の管理監督、生態環境、文化市場、交通運輸、緊急時管理、農業等の分野において総合的な行政法執行制度を確立し、行政処罰権を相対的に集中させる。

国务院又は省、自治区、直轄市人民政府は、一つの行政機関に対して、関係行政機関の行政処罰権を行使させることを決定することができる。人身の自由の抑制に係る行政処罰権は、公安機関及び法律に定めるその他の機関しか行使することができない。

第十九条 法律・法規により授権された公共事務管理の職能を具備する組織は、法律の授権した範囲内において、行政処罰を実施することができる。

第二十条 行政機関は、法律・法規・規則の規定に基づいて、法定権限内で、本法第二十一条の規定する条件に合致する組織に行政処罰の実施を書面で委託することができる。行政機関は、その他の組織又は個人に行政処罰の実施を委託してはならない。

委託書には、委託の具体的な事項、権限、期限等の内容を明記しなければならない。委託側の行政機関と委託を受けた組織は、委託書を社会に公表しなければならない。

委託側の行政機関は、委託を受けた組織の行政処罰実施行為に対して監督の責任を負い、かつ当該行為の結果に対して法的責任を負う。

委託を受けた組織は、委託の範囲内において、委託側の行政機関の名義により行政処罰を実施し、その他の組織又は個人に行政処罰の実施を再委託してはならない。

第二十一条 委託を受ける組織は、以下の条件に符合するものでなければならない。

- (一) 法に基づき設立し、かつ公共事務管理の職能を具備すること
- (二) 関係する法律・法規、規則及び業務を熟知し、かつ行政法執行の資格を取得した要員を具備すること
- (三) 技術検査又は技術鑑定を行う必要がある場合、相応の技術検査又は技術鑑定を組織する条件を有すること

第四章 行政処罰の管轄及び適用

第二十二条 行政処罰は、違法行為の発生地行政機関が管轄する。法律、行政法規、部

門規則に別途規定がある場合はその規定に従う。

第二十三条 行政処罰は、県レベル以上の地方人民政府に属する行政処罰権を有する行政機関が管轄する。法律、行政法規に別途規定がある場合はその規定に従う。

第二十四条 省、自治区、直轄市は現地の実情に基づき、実務レベルでの管理が切実に求められる、県レベルの人民政府の部門による行政処罰権の行使について、これを効果的に引き継ぐことができる郷鎮人民政府や街道弁事処に移管することを決定し、かつ、定期的な評価を行うことができる。決定事項については、公表しなければならない。

行政処罰権を引き継いだ郷鎮人民政府、街道弁事処は、法執行能力を強化し、規定の範囲内において、法定手続に従って行政処罰を実施しなければならない。

関連する地方人民政府及びその部門は、連携の実施・手配、業務指導、法執行の監督を強化し、行政処罰における調整・協力のためのメカニズムを構築・整備し、評定・査定制度を完備しなければならない。

第二十五条 二以上の行政機関が管轄権を有する場合、最初に立件した行政機関が管轄する。

管轄につき争議がある場合、協議によって解決しなければならない。協議が整わない場合、共同する一級上の行政機関に管轄の指定を申請する。また、共同する一級上の行政機関が直接管轄を指定することもできる。

第二十六条 行政機関は、行政処罰の実施上の必要性に応じて、関係機関に協力を要請することができる。協力事項が、要請を受けた機関の職権の範囲内にある場合、法に基づき協力を行わなければならない。

第二十七条 違法行為について犯罪の嫌疑がある場合には、行政機関は、速やかに当該事件を司法機関に移送し、法に基づき刑事責任を追究しなければならない。法により刑事責任を追究する必要がなく、又は刑事処罰を免除されるが、行政処罰を与えるべきである場合には、司法機関は、速やかに当該事件を関係行政機関に移送しなければならない。

行政処罰の実施機関と司法機関の間の調整と協力を強化し、事件移送の制度を構築・整備し、証拠資料の移管と引き継ぎの連携を強化し、事件処理に関する情報の通達メカニズムを完備しなければならない。

第二十八条 行政機関は、行政処罰を実施する場合において、当事者に対して、違法行為の是正を命じるか、或いは、期限を定めた是正を命じなければならない。

当事者に違法所得がある場合には、法に基づき賠償すべきときを除き、没取しなければならない。違法所得とは、違法行為により取得した金員をいう。違法所得の計算に関して、法律、行政法規、部門規則に別途の規定がある場合には、当該規定に従う。

第二十九条 当事者の同一の違法行為に対して、2回以上の科料行政処罰を与えてはならない。同一の違法行為に対して複数の法律で科料処罰を与えるべき旨が規定されている場合、科料の金額が高い方の規定に基づき処罰する。

第三十条 十四歳未満の未成年について違法行為が認められる場合、行政処罰を与えず、後見人に管理・教育を命じる。満十四歳以上十八歳未満の未成年に違法行為がある場合、行政処罰をできるだけ軽くするか又は軽減しなければならない。

第三十一条 精神病患者、知的障害者が自己の行為を判断又は抑制することができない状況で違法行為をした場合には、行政処罰を与えない。ただし、後見人に厳しい看護と医療を命じなければならない。間歇性精神病患者が精神正常時に違法行為をした場合、行政処罰を与えなければならない。自己の行為を識別し、又は抑制する能力を完全には喪失していない精神病患者、知的障害者が違法行為をした場合には、行政処罰をできるだけ軽くするか又は軽減することができる。

第三十二条 当事者に以下に記載する情状の一つがある場合、行政処罰をできるだけ軽くするか又は軽減しなければならない。

- (一) 自発的に違法行為による危害結果を除去し、又は軽減させた場合
- (二) 他人の脅迫を受け、又は騙されて違法行為をした場合
- (三) 行政機関がまだ把握していない違法行為を自発的に供述した場合
- (四) 行政機関の違法行為取締に協力し、功績を立てた場合
- (五) 法律、法規、規則において、その他の行政処罰を軽くし又は軽減すべき旨の規定がある場合

第三十三条 違法行為の情状が軽くかつ直ちに是正された結果、危害を生じさせなかった

場合、行政処罰を与えない。初回の違法行為であり、かつその結果としての危害が軽いものであり、直ちに是正された場合、行政処罰を与えないことができる。

当事者に主観的な過失がないことを証明する十分な証拠がある場合、行政処罰を与えない。法律、行政法規に別途規定がある場合はその規定に従う。

当事者の違法行為法に対し、法により行政処罰を与えない場合、行政機関は、当事者に対して教育を行わなければならない。

第三十四条 行政機関は、法により行政処罰の裁量基準を制定し、行政処罰裁量権の行使を規範化することができる。行政処罰の裁量基準については、社会に公表しなければならない。

第三十五条 違法行為が犯罪を構成し、人民法院が拘役又は有期懲役の判決を下した場合であって、行政機関がすでに当事者に行政拘留を科したときは、法により相応の刑期として算入する。

違法行為が犯罪を構成し、人民法院が罰金の判決を下した場合であって、行政機関がすでに当事者に科料を科したときは、相応の罰金として算入する。行政機関が当事者にまだ科料を科していない場合、遡及して科料を科さない。

第三十六条 違法行為が二年を経過して発見されなかった場合、遡及して行政処罰を与えない。公民の生命健康の安全、金融の安全に関わるものであって、かつ、結果としての危害が発生した場合、上記の期限を5年に延長する。法律に別途規定がある場合は除外される。

前項規定の期限は、違法行為の発生日より起算する。違法行為が連続し又は継続した状態である場合は、行為の終了日より起算する。

第三十七条 行政処罰の実施においては、違法行為が発生した時点の法律、法規、規則の規定を適用する。ただし、行政処罰を決定した時点で、法律、法規、規則がすでに改正又は廃止されており、かつ新たな規定により処罰が軽くなり、又は違法ではないと判断される場合は、新たな規定を適用する。

第三十八条 行政処罰に根拠がなく、又は実施主体が行政主体の資格を有しない場合、行

政処罰を無効とする。

法定手続違反が重大かつ明らかな違法を構成する場合、行政処罰を無効とする。

第五章 行政処罰の決定

第一節 一般規定

第三十九条 行政処罰の実施機関・立件根拠・実施手続・救済ルート等の情報を公示しなければならない。

第四十条 公民、法人又はその他の組織の行政管理秩序に違反した行為につき、法により行政処罰を与えるべきである場合は、行政機関は事実を明らかにしなければならない。違法の事実が明確でなく、証拠が不十分である場合は、行政処罰を与えてはならない。

第四十一条 行政機関が法律、行政法規の規定に基づき、電子技術監視装置を使用して収集し、違法の事実を固定する場合、法制審査及び技術的審査を経なければならない。電子技術監視装置は、規格に符合し、設置が妥当であり、表示が明確であることを確保し、設置場所を社会に公表しなければならない。

電子技術監視装置は、違法の事実を偽りなく、明確、完全かつ正確に記録しなければならない。行政機関は、記録の内容が要件に符合しているか否かを確認し、審査を経ていない場合又は審査の結果要件に符合していない場合には、行政処罰の証拠としてはならない。

行政機関は、違法の事実を速やかに当事者に通知し、かつ情報手段又はその他の措置を講じて、当事者のために照会、陳述及び弁解の利便性を図らなければならない。当事者が享有する陳述権、弁解権を制限し、又は別の形で制限してはならない。

第四十二条 行政処罰は、行政法執行資格を有する取締担当官が実施しなければならない。取締担当官の人数は、法律に別途の規定がある場合を除き、2名を下回ってはならない。

取締担当官は、文明的に法を執行し、当事者の合法的權益を尊重し、保護しなければならない。

第四十三条 取締担当官が、事件と直接の利害関係があり、又はその他の関係があることにより、公正な法執行に影響を与える可能性がある場合は、忌避しなければならない。

当事者は、取締担当官が事件と直接の利害関係があり、又は公平な法執行に影響を与える可能性のあるその他の関係があると判断した場合には、忌避を要求する権利を有する。

当事者が忌避の申請をした場合、行政機関は法に基づいて審査を行い、行政機関の責任者が決定しなければならない。決定が下されるまでは、調査を中断しない。

第四十四条 行政機関が行政処罰を決定する前に、当事者に行政処罰を科そうとする内容及び事実、理由、根拠を告知し、かつ当事者の法により享有する陳述、弁解、聴聞の要求等の権利を通知しなければならない。

第四十五条 当事者は陳述、弁解を行う権利を有する。行政機関は、当事者の意見を十分に聴取しなければならない。当事者の提出した事実、理由及び証拠に対して再審査を行わなければならない。当事者の提出した事実、理由又は証拠が成立する場合には、行政機関はそれを採用しなければならない。

行政機関は、当事者が陳述、弁解したことにより、さらに重い処罰を与えてはならない。

第四十六条 証拠には以下のものを含む。

- (一) 書証
- (二) 物証
- (三) 視聴覚資料
- (四) 電子データ
- (五) 証人の証言
- (六) 当事者の陳述
- (七) 鑑定意見
- (八) 捜査記録、現場記録

証拠に関しては、事実に係る調査を経て、事件の事実根拠として認めることができる。

違法な手段で得られた証拠は、事件の事実を認定する根拠としてはならない。

第四十七条 行政機関は、法に基づき、文字・視聴覚等の形式にて、行政処罰の開始・調

査・証拠収集・審査・決定・送達・執行等の全過程について記録し、整理・保管しなければならない。

第四十八条 一定の社会的影響のある行政処罰の決定については、法に基づき公開をしなければならない。

行政処罰の決定について、法に基づき変更、取り下げ、違法又は無効であることが確認された場合、行政機関は、三日以内に行政処罰の決定に関する情報を撤回し、かつその理由を公開しなければならない。

第四十九条 重大な伝染病感染拡大等の突発事象が発生した際には、突発事象により引き起こされる社会的危害を制御、軽減、排除するため、行政機関は、突発事象の対応措置への違反行為に対し、法に基づき迅速かつ厳格な処罰を与える。

第五十条 行政機関及びその職員は、行政処罰の実施過程において知った国家秘密、商業秘密、又は個人のプライバシーについて、法に基づき秘密を保持しなければならない。

第二節 簡易手続き

第五十一条 違法事実が明確でかつ法的根拠もあり、公民に対して二百元以下、法人又はその他の組織に対して三千元以下の科料又は警告の行政処罰を与える場合については、その場で行政処罰を決定することができる。法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。

第五十二条 取締担当官が現場で行政処罰を決定する場合、当事者に法執行証明書を呈示し、定型かつ番号付きの行政処罰決定書を作成し、かつ現場で当事者に交付しなければならない。当事者が署名・受取を拒否した場合、行政処罰決定書にその旨を明記しなければならない。

前項に規定した行政処罰決定書には、当事者の違法行為、行政処罰の種類及び根拠、科料の金額、時間、場所、行政復審の申請、行政訴訟の提起の方法及び期限、並びに行政機関の名称を記入しかつ取締担当官がそれに署名又は捺印しなければならない。

取締担当官が現場で発行した行政処罰決定書は、所属する行政機関に届け出さなければ

ならない。

第五十三条 現場で下した行政処罰の決定について、当事者は、本法六十七条から第六十九条の規定に従って履行しなければならない。

第三節 通常手続

第五十四条 本法第五十一条の規定により現場で決定される行政処罰を除き、行政機関は、公民、法人又はその他の組織が法により行政処罰を与えられるべき行為をしたことを発見した場合、全面的、客観的、かつ公正的に調査を行い、関係証拠を収集しなければならない。必要に応じて、法律・法規の規定に基づく検査を行うことができる。

立件基準に符合する場合、行政機関は速やかに立件しなければならない。

第五十五条 取締担当官が調査又は検査を行う場合、当事者又は関係者に自発的に法執行証明書を呈示しなければならない。当事者又は関係者は、取締担当官に対して法執行証明書の提示を要求する権利を有する。取締担当官が法執行証明書を提示しない場合、当事者又は関係者は、調査又は検査を拒否する権利を有する。

当事者又は関係者は、事実のままに回答し、調査又は検査に協力し、拒否又は阻害してはならない。質問又は検査について、記録を作成しなければならない。

第五十六条 行政機関が証拠収集をする場合、サンプル抽出の方法により証拠を取得することができる。証拠が消滅する可能性があり、又は後日取得することに困難がある場合には、行政機関の責任者の許可を得て、先に登記をして保存することができ、七日以内に即時の処理決定を出さなければならない。当該期間において、当事者又は関係者は、証拠を廃棄、移転してはならない。

第五十七条 調査が終了した後、行政機関の担当者は、調査結果に対する審査を行い、状況に応じて以下の決定をしなければならない：

(一) 確実に行政処罰すべき違法行為があった場合、情状の軽重と具体的な状況により、行政処罰を決定する。

(二) 違法行為の情状が軽微であり、法に基づき行政処罰しなくてよい場合、行政処罰を

与えない。

(三) 違法事実が成立しない場合、行政処罰を与えない。

(四) 違法行為に犯罪の嫌疑がある場合、司法機関に移送する。

情状が複雑な場合、又は重大な違法行為に対して行政処罰を与える場合には、行政機関の責任者が共同で検討した上で、決定をしなければならない。

第五十八条 以下に記載する情状の一つがある場合、行政機関の責任者が行政処罰の決定をする前に、行政処罰の決定に係る法制審査に従事する者による法制審査を行わなければならない。法制審査を経ていない場合、又は審査に合格しなかった場合には、決定をしてはならない。

(一) 重大な公共の利益に係わる場合

(二) 当事者又は第三者の重大な権益に直接関連するもので、聴聞手続を経ている場合

(三) 事件の状況が困難かつ複雑で、複数の法律関係に係わるものである場合

(四) 法律・法規の定めにより法制審査を行うべきであるその他の状況に該当する場合

行政処罰を決定に係る法制審査に初めて従事する行政機関の職員については、国家統一法律職業資格試験に合格し、法律職業資格を取得していなければならない。

第五十九条 行政機関は、本法第五十七条の規定により行政処罰を与える場合、行政処罰決定書を作成する。当該行政処罰決定書には以下の事項を明記しなければならない。

(一) 当事者の氏名又は名称、住所

(二) 法律、法規、規則に違反する事実と証拠

(三) 行政処罰の種類と根拠

(四) 行政処罰の実施方法及び期限

(五) 行政再審の申請、行政訴訟提起の方法及び期限

(六) 行政処罰の決定をした行政機関の名称及び決定した日時

行政処罰決定書には、行政処罰の決定をした行政機関が捺印しなければならない。

第六十条 行政機関は、行政処罰事件の立件日から九十日以内に、行政処罰の決定をしなければならない。法律、法規、規則に別途規定がある場合はその規定に従う。

第六十一条 行政処罰決定書は、宣告により、当事者にその場で直接交付しなければならない。

ない。当事者が不在の場合、行政機関は、七日以内に「中華人民共和国民事訴訟法」の関連規定に基づき、行政処罰決定書を当事者に送達しなければならない。

当事者が同意し、かつ確認書に署名した場合、行政機関は、行政処罰決定書等を当事者にファクシミリ、電子メール等の方式で送付することができる。

第六十二条 行政機関及び取締担当官が行政処罰の決定をする前に、本法第四十四条、第四十五条の規定により当事者に行政処罰を科そうとする内容及び事実、理由、依拠の告知をしなかった場合、又は当事者の陳述、弁解の聞き取りを断った場合には、行政処罰の決定をしてはならない。ただし、当事者が陳述又は弁解の権利を明確に放棄した場合を除く。

第四節 聴聞手続

第六十三条 行政機関は、以下の行政処罰について決定を行おうとする場合、当事者に聴聞を要求する権利があることを通知しなければならない。当事者が聴聞を要求した場合、聴聞を実施しなければならない。

- (一) 比較的高額な科料
- (二) 比較的高額な違法所得・比較的高価値の高い違法財物の没収
- (三) 資格等級の引下げ、許可証明書の取消し
- (四) 生産停止命令・営業停止命令、閉鎖命令、就労の制限
- (五) その他の比較的重い行政処罰
- (六) 法律、行政法規の定めたその他の状況

行政機関が聴聞会を実施する際に発生した費用について、当事者は負担しない。

第六十四条 聴聞は以下の手続により実施しなければならない：

- (一) 当事者が聴聞を要求する場合、行政機関より告知された五日以内に提出しなければならない。
- (二) 行政機関は聴聞会を開く七日前には、当事者及び関係者に対して、聴聞会の時間、場所を通知しなければならない。
- (三) 国家秘密、商業秘密に係わるもの、又は個人のプライバシーが法により秘密保持対象とされている場合を除き、聴聞は公開で行わなければならない。

(四) 聴聞は行政機関が指定した本件の担当ではない調査人の主催のもとで実施する。当事者が、主催人が本件と直接の利害関係があると判断した場合、忌避を要求する権利を有する。

(五) 当事者は、直接に聴聞に参加することができ、一名又は二名の代理人を委託することもできる。

(六) 当事者及びその代理人が正当な理由なく聴聞会への出席を拒否し、又は許可なく途中で聴聞会を退出した場合、聴聞会に参加する権利を放棄したものとみなし、行政機関は聴聞会を打ち切る。

(七) 聴聞を実施する場合、調査人より当事者の違法な事実、証拠及び行政処罰の提案を提出し、当事者はそれに対して弁解と証拠確認を行う。

(八) 聴聞についての記録を作成しなければならない。記録については、当事者又はその代理人に交付し、その内容が正しいことを確認した後に署名又は捺印をされなければならない。当事者又はその代理人が署名又は捺印を拒否した場合、聴聞会の主催者は、その旨を記録に明記しなければならない。

第六十五条 聴聞が終了した後、行政機関は、聴聞記録に基づき、本法第五十七条の規定に基づく決定を行わなければならない。

第六章 行政処罰の執行

第六十六条 法に基づき行政処罰の決定がされた場合、当事者は、行政処罰決定書に記載された期限内に履行しなければならない。

当事者は、確かに経済的に困難があり、料金を延期あるいは分割して納付する必要がある場合、当事者の申請及び行政機関の許可を得て、その納付を一時的に猶予し、又は分割納付することができる。

第六十七条 料金の決定を行う行政機関と料金を徴収する機関については、分離しなければならない。

本法第六十八条、第六十九条の規定に基づいて現場で料金を徴収した場合を除き、行政処罰を決定した行政機関及びその取締担当官は、自ら料金を徴収してはならない。

当事者は、行政処罰決定書を受け取った日から十五日以内に、指定された銀行に対して又は電子決裁システムを通じて、料金を納付しなければならない。銀行は料金を受領し、かつ、当該料金を直接に国庫に上納しなければならない。

第六十八条 本法第五十一条の規定に基づいて現場で行った行政処罰の決定について、以下に掲げる状況の一つが存在する場合、取締担当官は、現場で料金を徴収することができる：

- (一) 法に基づいて百元以下の料金を科した場合
- (二) 現場で徴収しなければ事後の徴収が困難となる場合

第六十九条 辺地、水上、交通不便の地域において、行政機関及びその取締担当官が本法第五十一条、第五十七条の規定に基づいて料金の決定を下した場合であって、当事者が指定される銀行に対して、又は電子決裁システムを通じて料金を納付することが困難であるときは、当事者の要求に基づいて、行政機関及びその取締担当官は、現場で料金を徴収することができる。

第七十条 行政機関及びその取締担当官は、現場で料金を徴収する場合、当事者に対して、国务院の財政部門又は省、自治区、直轄市人民政府の財政管理部門により統一的に印刷された専用領収書を交付しなければならない。財政管理部門により統一的に印刷された専用領収書を交付しない場合、当事者は、料金の納付を拒否することができる。

第七十一条 取締担当官は、現場で徴収した料金について、料金の徴収日から二日以内に行政機関に上納しなければならない。水上において現場で徴収した料金については、上陸日から二日以内に行政機関に上納しなければならない。行政機関は、二日以内に料金を指定する銀行に納付しなければならない。

第七十二条 当事者が期限を過ぎても行政処罰の決定を履行しない場合、行政処罰の決定をした行政機関は、以下の措置を取ることができる。

- (一) 期限を過ぎて料金を納めない場合、1日につき、料金額の3パーセントを追徴する。追加の料金の金額は、料金の金額を超えてはならない。
- (二) 法律の規定に基づいて封印又は差押えた財物を競売し、法に基づく処理をし、或いは凍結した預金を振り込んだり、振り替えたりして料金を充てる。

(三) 法律の規定に基づき、その他の行政強制執行手段を取る。

(四) 「中華人民共和国行政強制法」の規定に基づき人民法院に強制執行を申請する。

行政機関が料料の延期、分割納付を許可した場合、人民法院に強制執行を申請する期限については、料料の猶予又は分割納付の期限が満了した日から起算する。

第七十三条 当事者が行政処罰の決定を不服として、行政再審を申請した場合又は行政訴訟を提起した場合においても、行政処罰の執行は中止しない。ただし、法律に別途の定めがある場合を除く。

当事者が人身の自由に係る行政処罰決定に不服がある場合であって、行政再審の申請又は行政訴訟を提起したときは、決定を下した機関に対して執行猶予を申請することができる。法律の規定に符合する場合、執行を猶予しなければならない。

当事者が行政再審の申請又は行政訴訟を提起した場合、追加の料料の金額に関して、行政再審又は行政訴訟の期間については算入しない。

第七十四条 法に基づき廃棄しなければならない物品を除き、法に基づいて没収した違法財物については、国の規定に基づき公開競売を行い、或いは国の関連規定に基づき処理しなければならない。

料料、没収した違法所得・財物の競売収入については、すべてを国庫に上納しなければならない。いかなる行政機関又は個人は、いかなる方式によっても流用、私的分配又は別の方式によって私的分配をしてはならない。

料料、没収した違法所得・財物の競売収入は、行政処罰決定を行った行政機関及びその職員の評価、考課に直接又は別の形で連動させてはならない。法に基づき返還・賠償されるべきものを除き、財政部門は、いかなる形でも行政処罰決定を行った行政機関に料料、没収した違法所得・財物の競売収入を返還してはならない。

第七十五条 行政機関は、行政処罰に対する監督制度を設立し、完備しなければならない。県レベル以上の人民政府は、行政法執行の評定・査定を定期的を実施し、行政処罰に対する監督検査を強化し、行政処罰の実施を規範化し、保障しなければならない。

行政機関の実施する行政処罰については、社会による監督を受けなければならない。公民、法人又はその他の組織は、行政機関の実施する行政処罰の行為に対して上告又は告発をする権利を有する。行政機関は、真摯に審査を行い、誤りを発見した場合には、自発的

に是正しなければならない。

第七章 法的責任

第七十六条 行政機関が、行政処罰を実施する際に、以下に記載する状況の一つがある場合には、上級行政機関又は関係機関は、是正を命じ、直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づいて処分を与える：

- (一) 法定の行政処罰の根拠がない場合
- (二) 行政処罰の種類、幅を勝手に変更した場合
- (三) 法定の行政処罰手続に違反した場合
- (四) 本法第二十条が定める処罰の委託に関する規定に違反した場合
- (五) 取締担当官が法執行証明書を取得していない場合

立件基準に符合する事件であるにもかかわらず、行政機関が適時に立件しない場合は、前項の規定に基づき処理する。

第七十七条 行政機関が当事者に対する処罰をする場合であって、科料・没収物品領収書を使用しないとき、又は法定部門により作成し印刷された科料・没収物品領収書ではないものを使用したときは、当事者は、これを拒否することができ、かつ当該行為を告発することができる。上級行政機関又は関係機関は、使用された違法領収書を没収・廃棄し、直接の責任者及びその他の直接担当者に対して、法に基づく処分を与える。

第七十八条 行政機関が本法第六十七条の規定に違反して自ら科料を徴収した場合、又は財政部門が本法第七十四条の規定に違反し、行政機関に科料、没収した違法所得又は競売収入を返還した場合、上級行政機関又は関係機関は、是正を命じ、直接の責任者及びその他の直接担当者に対して、法に基づく処分を与える。

第七十九条 行政機関が科料、没収した違法所得・財物を流用、私的分配又は別の形で私的分配した場合、財政部門又は関連機関は、追徴をし、直接の責任者及びその他の直接担当者に対して、法に基づく処分を与える。情状が重大で犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

取締担当官が職務上の便宜を利用し、他人の財物を求め又は受け取り、或いは徴収した

料を自己所有にし、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。情状が軽く、犯罪を構成しない場合には、法に基づく処分を与える。

第八十条 行政機関は、封印し、差押えた財物を使用又は損傷し、当事者に損害を与えた場合、法に基づき賠償しなければならない。直接の責任者及びその他の直接担当者に対して、法に基づく処分を与える。

第八十一条 行政機関が違法な検査措施又は執行措施を実施したことにより、公民の人身又は財産に損害を与えた場合、又は、法人又はその他の組織に損失を与えた場合、法に基づき賠償しなければならない。直接の責任者及びその他の直接担当者に対して、法に基づく処分を与える。情状が重大で犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八十二条 行政機関が、法に基づいて司法機関に移送し、刑事責任を追及すべき事件を移行せずに、行政処罰をもって刑事処罰を代替した場合、上級行政機関又は関係機関が是正を命じる。直接の責任者及びその他の直接担当者に対して、法に基づく処分を与える。情状が重大で犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八十三条 行政機関が制止、処罰すべき違法行為に対して制止、処罰をせずに、公民、法人又はその他の組織の合法的権益、公共利益及び社会秩序に損害を与えた場合、直接の責任者及びその他の直接担当者に対して、法に基づく処分を与える。情状が重大で犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 付則

第八十四条 法律に別途の規定がある場合を除き、外国人、無国籍人、外国組織が中華人民共和国の領域内で違法行為をし、行政処罰を与えるべきである場合、本法を適用する。ただし、法律に別途の規定がある場合を除く。

第八十五条 本法の「二日」、「三日」、「五日」、「七日」の規定は、法定休祝日を除いた業務日をいう。

第八十六条 本法は、2021年7月15日より施行する。

出所：全国人民代表大会ウェブサイト

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202101/49b50d96743946bda545ef0c333830b4.shtml>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。